

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年8月10日（水）午後1時23分から午後2時56分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田市民部長、阿部債権管理課長、田邊市民協働課長、小林環境課長
矢代健康福祉部長、武井健康課長
- 6 事務局 大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事 (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他

10 会議の概要

(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

次第（1）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、債権管理課の所管に係る事項について報告願う。

（阿部債権管理課長 説明）

ア 債権管理課

・報告事項

- 1 令和4年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について
- 2 債権放棄の議会報告について

○債権管理課長 それでは説明に入る。まず、報告事項1「令和4年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について」説明する。県と県内市町村の債権管理の徹底と換価事務スキルの継承を目的として毎年実施しているところである。詳細は資料1を御覧いただきたい。本市の公売財産は2件、公売方法は期間入札である。日程は8月17日に公告、入札期間は11月7日から18日まで、開札日は11月22日である。県下同じスケジュールで行い、郵送での入札も可であり、開札は各執行機関で行う。

次に、報告事項2「債権放棄の議会報告について」説明する。資料2沼田市債権管理条例(抜粋)を御覧いただきたい。条例第15条第1項で「債権管理者は非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。」と規定されており、同条第2項で「債権管理者は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。」と

規定されている。この規定に基づき、令和3年度において放棄した債権について、議長宛てに債権放棄報告書を提出し、9月定例会で報告させていただきたい。なお、今回の報告は令和3年4月1日の沼田市債権管理条例施行後、初めての報告となるものである。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「令和4年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 今回2件公売されるとのことであるが、例えば田、山林、宅地といった地目は何か。

○債権管理課長 公告前なので物件の詳細についての回答は控えさせていただきたい。なお、物件1については馬喰町、物件2については白沢町平出の物件である。

(休憩 午後1時28分から午後1時29分まで)

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項2「債権放棄の議会報告について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 債権放棄は何を放棄するのか。

○債権管理課長 放棄した債権の種類や金額等については、議長報告前なので回答は控えさせていただきたい。

(休憩 午後1時29分から午後1時30分まで)

○高柳委員 議会に報告するのは全部で何件か。選択の余地がなく放棄するというのは別として、当該の課で事情なり内容なりを検討した件数は何件あるか。

○債権管理課長 今回の議会への債権放棄の報告件数は1件である。債権放棄した経過であるが、非強制徴収債権については今年度から移管の準備を進めており、放棄する事由等について検討している。今回報告の1件については、昨年度中に事由が確定していたものなので、令和3年度中に放棄し、今回報告することとなる。

○高柳委員 本格的に始まるのはこれからということになるかと思うが、以前から言っているように、債権管理課ができた理由というのは、少なからず私は、先進事例である滋賀県野洲市のような生活再建するための債権管理であると考えている。野洲市の債権管理条例と比較しながら検討しているということで良いか。

○債権管理課長 特に比較等はしていないが、全国的に債権放棄の理由等を考えながら検討し、債権管理条例に盛り込んである。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で債権管理課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について報告願う。

(田邊市民協働課長 説明)

イ 市民協働課

・報告事項

1 沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会について

2 白沢・利根地区地域づくり講演会及び事例発表&パネルディスカッションについて

○市民協働課長 配付資料の訂正をお願いしたい。資料第1ページ、第3ページにおいて、「パネルディスカッション」とあるが「パネルディスカッション」に訂正願いたい。

まず、報告事項1「沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会について」説明する。資料を御覧いただきたい。8月4日に第1回目の検討委員会を行い、正副委員長の互選、地域づくりモデル事業の事例発表、櫻井アドバイザーによる講話などを行い、委員と今後の検討に向けた意識の共有を図った。会議録については、市のホームページで公開する予定である。2回目以降については、資料検討案であるため、未定の部分、変更が生じる場合もあるが、このような予定で検討を進め、本年度中に沼田市コミュニティの在り方ビジョンを作成する予定である。

次に、報告事項2「白沢・利根地区地域づくり講演会及び事例発表&パネルディスカッションについて」説明する。資料を御覧いただきたい。先月の委員会で報告したとおり、市民協働課では、地域づくりモデル事業を白沢、利根地区にも広げていく予定であり、まず地域への意識啓発を図るため、「本気で地域を考えるシリーズ 発見！これからの地域づくりへのヒント」と題して高崎経済大学の櫻井教授を招き、8月19日金曜日に櫻井教授の講演会を、9月1日木曜日にモデル地区の事例発表と市長及びモデル地区代表とのパネルディスカッションを行う予定である。8月1日の文書配布で白沢・利根地区に全戸配布を行い、住民へ呼びかけたところである。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項2「白沢・利根地区地域づくり講演会及び事例発表&パネルディスカッションについて」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

（小林環境課長 説明）

ウ 環境課

・調査事項

1 家庭ごみの搬出について

（1）市街地のごみステーションの設置状況について

（2）ごみの搬出に係る地元との協議等の状況について

2 三峰山盛土問題の経過

3 佐山町の民間最終処分場建設の経過

○環境課長 まず、調査事項1「家庭ごみの搬出について」、「（1）市街地のごみステーションの設置状況について」説明する。

資料1「ごみステーション数」を御覧いただきたい。本市のごみステーションの設置総数は1,068箇所である。そのうち市街地である沼田地区、18か町については、現時点で509箇所に設置されている。

次に、「（2）ごみの搬出に係る地元との協議等の状況について」説明する。ごみステーションの設置は、各地区において、候補地を選定し、土地所有者の承諾を得ていただいた上で、市に申請していただき、ステーションの利用世帯数や周辺の状況等を考慮し、設置等の可否を決定している。ごみステーションの柵やカラス避けのネット等を地区で設置する場合には、沼田市環境保健協議会において、限度額の範囲内で奨励費を交付している。

各地区と連携し、適正な維持管理に努めている。参考として、沼田市環境保健協議会における支部長の役割を添付したので後ほどご覧いただきたい。

次に、調査事項2「三峰山盛土問題の経過」について説明する。7月の常任委員会で報告したが、現在も放置されている土砂が適正に処理されていないため、事業者に対して書面による指導を行うとともに、申請業務を依頼されている測量業者と協議を行っているところである。いまだに土砂が放置されている状況なので、解消に向けて関係部局と連携して対応していきたいと考えている。

次に、調査事項3「佐山町の民間最終処分場建設の経過」について説明する。7月の常任委員会で報告したが、現在も群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第22条に基づく合意書の確認を行っているところであり、群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例に基づく協議を継続している状況であると聞いているところである。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「家庭ごみの搬出について」、「(1)市街地のごみステーションの設置状況について」質疑はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「(2)ごみの搬出に係る地元との協議等の状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 ごみステーションによっては、分別されていないなどごみの出し方が良くないところがある。出し方が良くないところは大体決まっていると思う。そういった問題について、環境保健協議会を含め、地元と何らかの協議をしているか。

○環境課長 ごみステーションの苦情等について、市民から話をいただくことがある。そういった場合には、支部長と連携しながら対応している。具体的な対策として、掲示板を用意し、それをステーションに掲示していただくなどの対応をしている。

○大東委員 ごみの出し方、分別については、外国人が良く理解していないという声を聞いたことがある。外国人にも分かるような言語、多くの人がいる言語で知らせていくようなことをしているのか。外国人が多く勤めている事業所にごみの出し方の周知を徹底してもらえるような働きかけをしているか。

○環境課長 分別の仕方についてパンフレットとポスターがあり、3か国の言語で用意している。また、地域によっては外国人研修生などが多い。そういったところには支部長からの依頼により、支部長と連携しながら対応できる言語の掲示板をステーションに掲示するなどの取組をしている。

○高柳委員 外国人だけでなくトータルでの話であるが、黄色い袋に入れる資源ごみの分別についてである。新しくできたごみの出し方を読んだが、特に新しくなっているわけでもなく同じ表示だった。要は燃やせるごみを減らしましょうというのを出している。例えば、煎餅を買ったとする。外側の袋も良いわけだ。恐らくそうにはなっていない。では、ポテトチップスの袋もよいのだろうかあれを脂を切らずに入れたら黄色い袋そのものはどうなるのか。全部捨てることになるかと思ったりもする。細かいようであるが、そういうところが積み上がっていかないと実際は一生懸命努力している人が、市にとっても本人にとっても無駄になってしまう。そういった分析はしているのか。

○環境課長 現実としてそういったことがあることは認識している。具体的な指導等は恐らくまだできていない。問い合わせに答えているぐらいである。そういった問題、たしかに丁寧にやっている人もいるので、どこかの場所で周知できるように研究していきたい。

○高柳委員 今回、最終処分場もできて、今、川田で最終処分場の手前でリサイクルできるものはしましようということで、高齢者、障害者の皆さんも関わりながらやっている。今度は民間の最終処分場になるのでどうなるか分からないが、幾らかお金をかけてでも善意でやってくれたものに対して、ちゃんと資源に還るような機械ぐらいは導入した方がいいのではないかと考える方もある。ザッと洗えるものであれば、市が幾らか出してでも何年かすればトータルとしてコストは浮くし、減少させることができるということにつながっていくのではないかと思う。そういう視点で、今は職員も少ないので手一杯かと思うが、こういった新しい施策ができるときに抜本的なものも検討してもらいたいと考えている。それに対する考えを聞かせてほしい。

○環境課長 プラスチックについてはプラスチック資源循環促進法の扱い等、これから決まっていく。法律は通ったが対応はこれからということで承知している。それらを含めて検討していきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項2「三峰山盛土問題の経過」について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 盛土の搬出の書面指導をしたと聞いたが、まず、書面指導に搬出の期限が明記されているのか。次に、太陽光パネル設置届が出ていなかったか、出す予定だったということから始まって、盛土はどの程度が違法になるのか。全部を搬出するのか、法定の範囲なのか。次に、違法な盛土、残土を搬出しろと言っても、どこから持ってきたか私も定かではないが、搬出先をどのように指示するのか。例えば三峰山から今度は戸神山にいきましたということはないと思うが、書面指導の具体的な内容を教えて欲しい。次に、今まで成分については群馬県が関わってきて、29箇所の成分で害があるものはないとのことである。今後は沼田市だけで対応になるのか。あるいは適正な処分が終わるまで群馬県が関わって対応されるのか。

○環境課長 期限については、現時点では申請が出ていない状態である。まず、申請を8月31日までに提出するようという内容で書面指導した。まずは、一つずつ期限を切っていくと進まない。その中で期限が守られないものがあれば指導からさらに上の段階に進むことになる。量については計画が出てこないと把握ができないので今のところ答えられない。次に搬出先についても同様に使い切るか、使い切らないかというのは計画書が出てきてからということになる。次に、対応については先般示したフローにあるように、市と県で同じ条例を持っている。面積によって分かれているので出された申請内容による。当然今は本人が3,000平方メートル未満と言っているので市が対応している。そうなるか分からないが、出された申請内容、市が内容を調査する中で3,000に収まらなければ、県の条例が適用される。

○副委員長 書面指導というのは太陽光パネルを設置するための書類がなかったから……、無許可で残土を持ってきたから指導するということなのか。先に書類を出すべきなのに残土が先に来てしまったということでの指導書面なのか。書類が出たときに3,000平方メートルで適用される条例が違うということであるが、書類が仮に出たとしても私はどう見ても違法だと思っている。成分的にはオーケーだということは分かったが、そもそも危険、リスクのこと。今の状態で書類が出たら戻せと言うのか、書類ができたから無許可で捨てられた残土はそのままにして早く適正処理をしてくれとその後はその後の事なのか。

○環境課長 事業者から出された書類によって、事業内容、太陽光のための盛土をどう造るのかという内容の確認をして、現場に搬入された土の量が使い切るかどうかの確認もする。当然、使い切らないものについては搬出、そこから出すという指導になる。使い切るか、使い切らないかについては、計画が上がってきた段階で図面を見ないと把握できないという状況である。

○副委員長 平米と言うが、私は立米だと思った。私が心配しているのは立米的な問題である。例えば残土と言わせてもらえば1,000平方メートルの中にあれほどの残土を置くことにリスクがあると思う。平米数、立米数という議論ではないが、私はどう見ても危険だと思う。その辺の強制的な指導が沼田市行政側ができるのか。強制というのは時期的なものである。熱海のようにいつまでも放っておくのではなく、例えば、半年ないし1年以内にはやるんだということを沼田市行政として言えるのか。もしくは市よりも強制力がある県から指導ができるものなのか。適正に、期限の中でやってくれればそれ以上言わないが他県でもあのようなことがあったので時間、時期はとても大事である。

○環境課長 指導については、条例では期限はないが措置命令ということで何度もこちらが指示して従わない場合には命令を出すことができるようになっている。それでも従わない場合には、行政指導ではなく次の段階で市が告訴するようなものになれば、他県であったように警察の管轄で取り締まる段階になる。基本的にはなるべく市の指導を徹底して申請に基づいた施工が速やかにされるように指導していきたい。県については、条例が独立しているので、県が市に代わってということは残念ながらない。ただ、情報共有して、県にこうした場合はどうしたら良いかとかという指導を受けることはできるので、困ったときは県と連携してやっていきたいと考えている。

○高柳委員 御苦勞様ですとまず申し上げたい。一つは立米と平米の話である。例えば家を建てるときに建ぺい率、高さ基準、容積率がある。他県の動きも含めて面積と体積は重要な要素だと思うので、もし未設定でこれからもやばいなということがあるとすれば、これは見直しに着手するべきだと思う。そういった検討をしているのか。それから静岡県熱海市、たしか行政指導を県が出したと思う。強制力を働かせたというのが2週間くらい前にマスコミ報道された。恐らく沼田市のものもそれを参考にして、県が腹をくくればできるのではないかと思う。課長が言うように段階は踏んでいかなければならないと思うがその辺の内容を知っていれば聞かせてほしい。

○環境課長 盛土構造については、一応、条例の規則の中にガイドライン的に高さとの横の比が設定されているが、あくまでガイドラインになっているので様々な所の状況を検討させてもらいたい。熱海の件であるが、新聞等で我々も見てはいるが、なかなか具体的にどこまでというのは承知していないので注視していきたい。

○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、調査事項3「佐山町の民間最終処分場建設の経過」について質疑はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

(休憩 午後2時から午後2時9分まで)

それでは、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 10月12日(水) 午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのような予定としたい。

以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(市民部 退室)

(休憩 午後2時11分から午後2時12分まで)

○委員長 それでは、次第(2)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 債権管理条例についてである。本格的には来年ということだが、私とすれば債権管理を厳しくして駄目なものは切り捨てるという話ではないと考えている。もう一度、野洲市の債権管理とおせっかいのまちづくりについて検討したいと思っている。当局は意識していないと言っていたので意識してもらいたい。資料を9月か10月に用意できれば委員長に提出して検討してくださいとお願いしたい。勉強するための資料を作る。当局に渡す前に委員会が知らないというのではうまくないので委員会に提出したい。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

(休憩 午後2時14分から午後2時17分まで)

(健康福祉部 入室)

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、子ども課の所管に係る事項について説明願う。

(矢代健康福祉部長 説明)

ア 子ども課

・報告事項

1 令和5年度保育関係施設の園児募集について

○健康福祉部長 本日、金子子ども課長が出席する予定であったが、急遽、出席できなくなったため、私から子ども課所管の報告事項について報告させていただきたい。資料第2ページ及び第3ページを御覧いただきたい。資料第3ページの訂正をお願いしたい。第1次受付期間と表の中の受付日であるが、9月1日「水曜日」を「木曜日」に訂正をお願いしたい。

それでは「令和5年度保育関係施設の園児募集について」説明する。すでに広報ぬまた8月号でお知らせしているが、9月1日木曜日から来年度の園児募集を開始するのでその概要を説明する。

保育関係施設については、保護者が就労等により保育ができない場合に、子供を預かる施設で、市が入園の申込みを受け付け、入園調整を行う。資料の施設名に記載のとおり、保育園、認定こども園保育部、地域型保育事業が対象となっており、公立保育園はぬまた東保育園の廃園に伴い、ぬまた南保育園から多那保育園までの5園、民間保育園は横塚保育園から桜ヶ丘保育園までの3園、認定こども園は沼田幼稚園から恵泉幼稚園までの4園となる。なお、認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持っており、幼稚部と保育部があるが、幼稚部は直接園へ申込み、保育部は市への申込みとなる。

また、どんぐり保育園は利根保健生活協同組合の事業所内保育所である。地域枠として一般の子供を受け入れる地域型保育事業となっている。

保育関係施設全体の募集定員は1,124人となっており、このほかに企業主導型保育事業のひだまり保育園、社会福祉法人久仁会が運営しているが、こちらについては園へ直接申し込むことになっている。

申込受付については、例年10月1日から10月14日までを第1次受付期間としていたが、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として9月1日から10月14日までとして1か月間長く設定するとともに、例年、子ども課の職員が各施設に出向いて入園申込書の受付を行っていたが、受付を全て子ども課窓口で行い、あわせて郵便での申込みも受け付ける。第1次受付期間終了後、利用調整を行った上で、結果通知の発送を12月中旬に予定している。第2次受付以降については、記載のとおり10月17日から子ども課窓口で、随時受付を行うが、それぞれ調整については第1次受付の人の調整が済んだ以後とする予定である。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「令和5年度保育関係施設の園児募集について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 定員数は全ては把握してはいないが、新年度の募集定員は変わっていないか。定員を超えるところと定員に満たないところのアンバランスが毎年出てくる。その調整はしているようであり、沼田市はここ何年か待機児童はゼロになっている。新年度も引き続き待機児童ゼロにしていくという調整をしていきたいという考えなのか。

○健康福祉部長 定員はぬまた東保育園が65人の定員ということで、年々、園児の受け入れをしてこなかったということで、今回についてはその分の定員が丸々少なくなるというようなことである。そのほかについては基本的には変わらない。待機児童については、保護者から希望をとって入園の調整をさせていただくことになるが、それぞれが全て第1希望が叶うかというとなかなか難しい状況もある。園によっては人気集中するところもある。その場合には、第2、第3の希望の所と保護者へ連絡をとって調整させていただく。いかんせん白沢、利根、多那保育園についてはほとんどが地元の人になるので、定員に余裕があるからといって遠い人をそちらにということは難しい状況にある。ここ何年かは待機児童なしということで調整しているので、そのような形で来年度も調整できるのではないかと考えている。

○大東委員 新年度も待機児童は多分ないだろうと、頑張ってもらっているということだと思うが、保育園の場合は定員に対して、10%から15%ぐらいの余分をとってもいいという枠があったと思う。それは年度途中で引っ越してきた人が保育園に入園したいという希望があった場合に対応するための措置である。割と沼田の場合はここ何年かみていると4

月1日からその枠を使って入園していただくというようなことになっていて、例えば、ぬまた南保育園が定員115人のところ120人ぐらいになるようなケースが多々あったのではなかったかと思う。年度途中で引っ越してきて、保育園に入りたいという人が出た場合に枠を全て使ってしまうとなかなか入れないのではないかと。そういう対応をどのようにしていくのか。

○健康福祉部長 定員の関係であるが、どちらかと言うと私立保育園についてはやはり人気もあるので定員以上に受け入れてもらっているのが実際である。ただ、人気があるぬまた南保育園についても若干定員を割るような状況になっているので、年度途中であったとしても川田保育園なり、ぬまた南保育園なりで調整がつくのではないかと考えている。私立については、園の充実も図られ、頑張ってもらっている中でそちらに移行していく人もいるので公立については定員を超過せず、なんとか調整ができていくという状況であるので、年度途中の対応もできるかと考えている。

○大東委員 ただ、今コロナがある中で、10歳未満の子どもの感染が多い。コロナでなく平常時であれば良いがあまり密になるのが良いのかどうか。機会があればどういったコロナの対応をしているか聞きたいと思っていた。コロナ禍での定員管理、適正な配置に向けて子ども課として、市として何らかの対策なり、検討はしているのか。

○健康福祉部長 コロナ対策のみならず、感染症を含めて、通常、園の運営については普段から連絡調整をしながら進めている。特に感染が広がっているような状態については、注意をしながらそれぞれの園と調整をしている。その中で必要な物品についても提供している。逆にそういった相談事項があれば随時相談をしながらそれぞれの園にお返しするという形の中で進めている。定員もあるのである程度、それぞれの園の状況も伺いながら、それぞれの保護者の希望とをうまく調整しながらということになる。そこはコロナの状況も含めながらそれぞれの園と調整しながら進めていきたい。大東委員からも御意見をいただいている暑い中でのマスクについても、特に保育施設については別途国から連絡が来ている。そこは徹底してもらいながら熱中症対策も含めて対応してもらっているところである。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

（武井健康課長 説明）

イ 健康課

・調査事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について

・報告事項

1 新型コロナワクチン接種誤穿刺の経過について

2 新型コロナワクチン集団接種について

○健康課長 まず、調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。資料1を御覧いただきたい。

（1）新型コロナウイルス感染状況についてである。前月の常任委員会と同じように県

ホームページ掲載の資料から直近10週間の感染者数を週単位に集計したものを用意した。上から5列目、7月3日の週から爆発的に感染者の拡大が広がり、県全体では、前の週との比較で286%、234%、201%、141%、115%の伸びとなっている。直近の週では、前の週と比べて2,300人増えている。同じく、利根沼田管内でも200%、396%、307%、146%、132%となっている。直近の7月31日の週の伸びが少し低くなっており、このまま減少に転じることを期待しているが、これから夏休み、お盆など人流が大きくなるため、再拡大が懸念される。また、変異株についても、現在BA5が主流となっているが、より感染力が強いと言われているBA2.75の動向も懸念される。感染者の年代別内訳については、直近の週では10歳未満と10歳代で200人、構成比では32.4%となっている。30歳代、40歳代が176人で28.5%、60歳代以上が113人で18.3%となっている。子供、親世代の感染が多くなっており家庭内での感染の増加が影響していると考えている。また、群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく警戒レベルは7月15日からレベル2になっている。県民への要請としては、新しい生活様式の実践として、場面に応じたマスクの着脱、換気の実施、大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まるため十分に注意となっている。また、7月22日以降では新たな要請事項として感染リスクの高い場所への外出は十分注意、県外移動は十分注意が加わっている。

次に、(2) コロナウイルスワクチン接種率についてであるが、裏面(ア)、表の7月31日現在を御覧いただきたい。3回目接種において全年齢で沼田市では72.8%、65歳以上では91.4%と県平均を上回っている。また、4回目接種では3回目から5か月を経過する60歳以上の人が7月、8月に集中することから大幅に接種率が増えている。また、4回目接種において医療従事者等が新たに追加されたことから、来月の報告においても増加することが見込まれる。次に、表の右列の比較欄であるが、前回からの接種率比較を掲載した。大幅な伸びはないが、3回目接種者も感染者の拡大に伴い接種者が増えている状況である。次に、(イ) 年代別ワクチン接種率では、50歳以上の3回目接種率は80%を超えているが、40歳代以下では60%前後となっている。今回は前回の常任委員会で報告した数値との比較を表の一番下欄に用意した。3回目接種の比較である。なお、5歳から11歳までについては3回目接種がなく、2回目接種との比較になるが、12歳から19歳が3.3%、20歳代では1.7%増えている。

次に、(3) クラスタ発生についてであるが、管内の医療機関、高齢者施設等において、5か所でクラスタが発生し、患者、職員の32人が感染した。

続いて、所管事項報告をさせていただく。報告事項1「新型コロナワクチン接種誤穿刺の経過について」、5月の常任委員会で報告した後の経過について報告する。誤穿刺事故に対する健康被害の有無を調査するために行った血液検査受検に要した休業損失と通院の交通費が全国市長会予防接種事故損害保険の対象となることから、対象者へ損害補償の希望など必要書類の提出をお願いしたところ、希望した9名から必要書類の提出があり、9名のうち8名に合計74,134円を支払うことで和解が成立した。金額が100万円以下であるため、平成21年3月24日議決の専決処分事項の指定についての第1項に基づき市長専決を行い、地方自治法第180条の規定により9月議会で報告する予定となっている。なお、1名については、現在、確認のための連絡が取れず、今後、和解を行った後に報告したいと考えている。

次に報告事項2「新型コロナワクチン集団接種について」であるが、日時は9月9日金曜日の夜間、10日土曜日の午後と夜間、11日日曜日の午前と午後、場所はZACROSアリーナぬまた(沼田市民体育館)を予定している。集団接種の予約受付は8月24日水曜日、午前9時から開始する。予約方法は前回と同じくLINE予約、コールセンターへの申込を計画しているが、今回の集団接種の主な対象者が60歳以上の高齢者であることから、前回の集団接種と同様にそれぞれの日時において予約の埋まり具合が少ない場合は、集団接種の回数を減らす、あるいは、やむを得ず中止することも考えている。なお、4回目接種は3回目接種から5か月経過した60歳以上の高齢者及び基礎疾患のある人が対象で、重症化リスクが高いことから、早期に接種を希望する人には引き続き個別接種を勧めていきたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 10歳未満から10歳代、要するに子供の感染が非常に増えている。クラスターの発生状況を見ると保育園、幼稚園、認定こども園では発生していない。子供の感染が広がっているというのは家庭内感染。親がもらってくるのか、子供がもらってくるのかよく分からないが、どういった状況の中で子供の中に広がっているのか。健康課としてどのように捉えているのか。

○健康課長 保育園等でクラスターが発生していないということであるが、保育園等については、感染者が発生すると直ちに休園等の措置をとるケースが多いと聞いている。どこから感染ということであるが、子供の世代、親の世代、どちらからも感染しているケースだと思う。それについては、どちらが早く陽性になったかということのみで判断するのか、タイミングが同じでも発症したのがどちらかで変わってくると思う。両方の世代それぞれ同じような形で感染が広がっているのか、同じような形で家庭内での感染が広がっていると考えている。

○大東委員 利根沼田は県内平均よりも多い。特に、10歳未満の子供、その親である20歳代、30歳代の感染者が多い。そういったところに対する感染予防、対策をどのようにしているのか。

○健康課長 感染対策については広報等で引き続き換気の徹底、3密の回避、そして今回新たに県からお盆で帰省前、帰省後においてPCR検査等を実施して、重症リスクのある高齢者に感染を拡大させないような周知等を行っている。今言われている若い世代については、同じような形での広報になるが、今まで言われている感染予防の徹底というような形しか想定されないのか、それを引き続き徹底してもらおうと考えている。

○大東委員 病院によっては発熱外来にたくさん来るということで一般診療、初診を問わず、発熱外来にドクターをまわす関係で断るケースが出てきているみたいである。そういった医療機関に対する支援等は何か考えはあるのか。県で市内何箇所か薬局等で抗原検査のキットで無料の検査を行っている。非常に抗原検査は判定率が良くないと言われているがやらないよりもやった方が良いと思っている。そういうことをやりながら早期に発見していくという取組や広報についてどう考えているのか。感染者の早期発見に向けた取組、抗原検査の広報などあれば教えてほしい。

○健康課長 医療機関への支援については、国から無料の抗原抗体キットが沼田利根医師

会にも来ている。国は、軽症の人たちにはそれを使って各自検査をしてもらって医療機関の逼迫を避けることを考えている。キットが来ているのでそれを有効利用していきたいと考えている。薬局等の周知については、県のホームページ等に掲載されているのでそれを参考にして見ていただく。キットの追加であるが、群馬県では今日から8月29日まで一日千本のキットであるが、それについては、無料で配付している。軽症の人には、そちらを申し込んで自分で検査をしてくださいという流れになっている。現在県内の病床使用率も56.7%と思いきり高止まりという状況でもないと思うので、国が考えているようになるべく軽症の人については、そういう検査をやって、医療機関の逼迫を避けるような形で考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項1「新型コロナワクチン接種誤穿刺の経過について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項2「新型コロナワクチン集団接種について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 全国的にやっているようであるが、単純にこれの狙いは何か伺いたい。

○健康課長 当初は接種する機会が均等になかったので大量に接種していただくために集団接種を行った。今回についても同じように医療機関、かかりつけ医がないような人を想定しているが、こちらも医師会の協力をいただけるというような形なので集団接種を計画したところである。

○高柳委員 テレビで言っているような話で恐縮だが、オミクロン株にも共通のワクチンが10月中旬から出るという話がされている中で、わざわざ集団接種をもう1回させるというのは費用対効果でどうなのかと思う。それについての検討はしているか。

○健康課長 国の方で計画したのが、10月以降の想定がない状況だった。この計画についても医師会の先生の協力が当然必要になるのであらかじめ計画を立てなければならない状況だった。費用対効果であるが、この後、集団接種の申込状況によっては、当然、前回の集団接種を中止した経過もあるので、医師会から必要な医療の戦力の供給をこちらでなく必要な医療の方へ供給したいという申出もあったので、それを踏まえながらこれから申込が出た中で回数を減らす、場合によっては中止させてもらうというような検討をしなければならないと考えている。

○高柳委員 計画はオミクロン株の話が出る前に出たんだと思っているのでキャンセルも含めてしっかりやるということなので、その件については了解した。今度は最近の感染状況であるが、これもマスコミ報道で恐縮であるが、感染していたけれど3割の人が申告していなかったというのが報道されている。そういうものも相まって今こういう状況になっていると思っている。しばらくの間は急激に減るということはあり得ない。そうすると命を守らなければならないという点で群馬県では自宅待機だとか、ホテル待機を推奨しているようである。ところがホテルはもういっぱいだそうだ。利根沼田の場合は、その状況というのは、ホテルにするのか、自宅に食料を持って行くから自宅でなんとかしてくれませんかという指導をしているのか、状況が分かれば教えて欲しい。

○健康課長 3割の人が申告をしていなかったということであるが、無症状の人が結構多いということも聞いている。そこも踏まえて、軽症で風邪なのか微妙という人はそのよう

なケースがあるのではないかと思う。利根沼田の自宅療養については、直近の1週間で自宅療養の人が約270名いる。やはり病床使用率が56.7%という形で先ほど申し上げた。群馬県内において重症・中等症患者が81名おり、その中で重症の人が2名なので比較的軽い人が多いのではないかと思う。感染して陽性者になったときに自宅療養だとか、入院してくれだとかという判断は保健所でやっているのだから、それを踏まえると軽症なので自宅をお願いするだとか、年齢が低いから病院へ行くよりも自宅で看護してもらった方が子供のためにもなるというケースもあるので自宅療養者が増えていると考えている。

○高柳委員 保健所が対応するという事だからこっちは分からない。前にも言っていた。私が知っている人で最近2人感染した。家中かかった。子供が連れてきた場合もあるし、大人が連れてきた場合もある。テレビで言っているとおりである。軽症だけでも39.5度、これが3日ぐらい続く。それで軽症である。そうすると何もできない。子供が元気になりました、親は大変です。反対の場合もある。そうすると自宅じゃないのを望むケースがあったりする。恐らくこの状況がしばらく続くので、保健所に頼むしかないのだろうが、1人かかりだと軽症と言いながら大変な状態の人が増えていくと私は認識している。是非、自宅での療養に対するフォローだとかということについては、医療崩壊も大変だが家庭生活の崩壊もある。そっちの方の状況も良く見ながら対応してもらいたいと保健所に伝えてもらえるとありがたい。

○健康課長 おっしゃるとおりだと思う。保健所につなげるとともに何か手伝える部分があれば検討していきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（6）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 10月12日（水）午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（健康福祉部 退室）

○委員長 それでは、次第（4）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。大東委員。

○大東委員 今朝の朝日新聞に高崎市と安中市が新年度以降、子供の医療費無料化の拡充をすると出ていた。今は中学生だが高校生まで拡充していくということで、県内で既に前橋市も含めて12市の中でも幾つかやっている。新しく始めるところも増えてきている。沼田市として子供の医療費無料化の拡充について、何らかの検討はしているのか。新年度に

向けて検討しているのかどうか聞いてみたい。他市の状況は調べていると思う。そういう状況を見て沼田市は検討しているか。何もしていないのかを含めて聞いてみたい。

○委員長 大東委員から意見があったがいかがか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 それでは（６）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。（「ありません」と発言する者あり）

ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後２時５６分 終了）